



その6

## 運輸部

## 新たな小型船舶の免許制度について

（6月1日から、ボート免許が変わります）

近年における水上レジャー活動に対する関心の高まりや余暇活動の多様化に伴い、水上オートバイなど手軽に楽しむことができる

様々な小型船舶が登場し、幅広い層の人々が参加するなど、小型船舶を利用した水上レジャー活動はますます活発化しています。こうした中、小型船舶操縦士の免許保有者は約二百七十八万人に達しており（平成十三年度末）、小型船舶の安全を確保しつつ制度の簡素・合理化を図ることが強く求められています。（図1）他方、小型船舶による海難は増加傾向にあり、平成十二年度末には二千三百件を超

え、小型船舶の安全対策の充実を図ることが求められています。（図2）

このような状況を踏まえ、小型船舶に係る利用者ニーズの変化に的確に応えるとともに、小型船舶の航行の安全を一層図るため、「船舶職員法」の一部が改正され、平成十五年六月一日から施行されることとなりました。また、法律の名称も「船舶職員及び小型船舶操縦者法」と改められました。新たな小型船舶操縦士制度のおもな内容は次のとおりです。

## 1 概要

### 免許区分の再編

新しい免許は、現行の1級から5級までの5区分から、ボート・ヨット用の「1級」、「2級」と水上オートバイ用の「特殊」の3区分に再編されます。

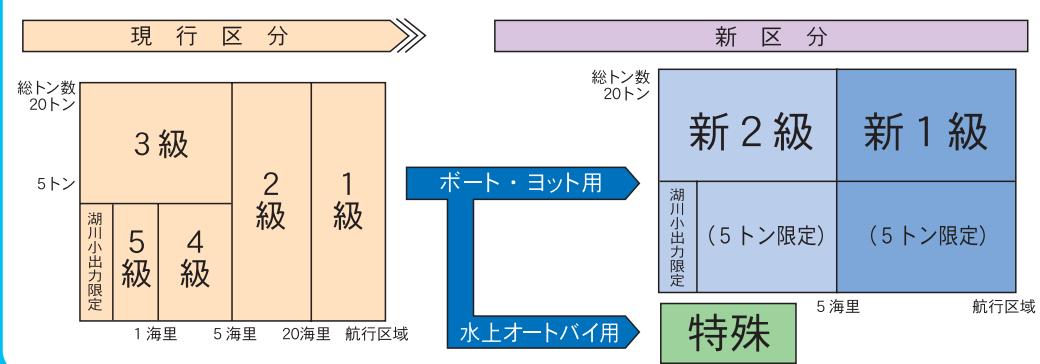
免 許	
水上オートバイ用 免 許	ボート・ヨット用 免 許
特殊小型船舶操縦士	2級小型船舶操縦士 (沿岸免許)
	1級小型船舶操縦士 (外洋免許)

1級と2級には、総トン数5トン未満限定の区分が設けられます。さらに、2級には湖川小馬力と同様の「湖川小出力限定」の区分が設けられます。水上オートバイを操縦するためには、「特殊」の免許を所有しなければなりません。（新1級・2級の免許では操縦できません）

## 2 特定操縦免許制度

（新1級・2級の免許では操縦できません）現行免許と新免許の対比は次のとおりです。（図3）

### 図3 資格区分の再編成





縦試験)の合格に加えて、「小型旅客安全講習」の受講が必要になります(新規取得者のみ)。

**2 免許者の自己操縦**

水上オートバイは全ての水域で、それ以外のボート等は港内・航路内を航行するときは、免許所有者以外の操縦が原則禁止です。ただし、組織運航が前提の漁船等の事業用小型船舶や帆走中のヨットなどは除外となります。その他、リゾート地などで体験乗船を行う場合や、試験機関の試験員、指定教習所の実技教員が操船指揮する場合、民間ボート免許教室等、管理面・安全面等に関する一



小型船舶の船長が遵守しなければならない事項が次のとおり規定されました。

**1 酒酔い操縦の禁止**

飲酒や薬物等の影響により、注意力や判断力が著しく低下しているなど、正常な判断ができない状態での操縦は禁止です。

**4 ライフジャケット等の着用**

トバイに乗船するとき、水上オートバイに乗船するとき、小型の漁



**5 その他**

- ・発航前の検査の実施**
- 発航前には、航行の安全に支障をきたさないよう、燃料やオイルの量の点検、気象・水路情報等の収集、船体の状態等の検査を実施しなければなりません。
- ・見張りの実施**
- 航行の安全を確保するため、周囲の水域の状況や他の船舶の動向等を十分に判断することができるよう、常時適切な見張りを確保しなければなりません。
- ・事故時の対応**
- 事故が発生した場合は自己に緊

**3 危険操縦の禁止**

遊泳者の付近において、遊泳者と衝突の危険のある速力での航行、疾走、急回転等の操縦は危険操縦として禁止されます。



定の要件を満たしているものと認められれば除外されます。

船で一人で操業する場合は「ライフジャケット等の着用が必要です。ただし命綱又は安全ベルトを装着するなど適当な措置がされている場合や、客船に乗船している者や船室内にいる場合は着用を免除されます。

迫した危険がある場合を除き、人命救助に必要な手段を尽くさなければなりません。

## 経過措置

現在免許を所有している方の取り扱いは次のようにになります。

現行免許	新免許
1級	1級+特殊
2級	1級+特殊
3級	2級+特殊
4級	2級(5トン限定)+特殊
5級	2級(5トン・1海里限定)+特殊
湖川小馬力限定	2級(5トン・湖川小馬力限定)

お問い合わせは

運輸部 船舶船員課 海技資格係まで  
TEL 098-866-0031  
(内線504)